

令和元年度 大分県ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金 応募要領

事業の目的

大分県ドローン協議会会員が展示会・見本市等に出展するにあたって必要となる経費の一部を補助することで、ドローン関連機器及びソフト、サービスの販路開拓を促進するとともにドローン産業の育成を図る。

I 申込みの方法

令和元年7月1日（月）から令和元年12月27日（金）
（ただし予算上限に達した時点で募集を中断します。）

2 提出書類

ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）、
添付書類(1) 事業計画書（第2号様式） (2) 収支予算書（第3号様式）
(3) 過去の出展実績一覧表（第4号様式） (4) 誓約書

3 応募の方法

- (1) 郵送または直接持参してください。なお、申請にあたっては、必ず事前にご連絡下さい。
- (2) 事業認定申請書様式等は、ホームページからダウンロードできます。
<http://drone.oita-ri.jp/>

4 提出・問合せ先

大分県ドローン協議会事務局
〒870-1117 大分市高江西1-4361-10
電話：097-596-7100 メール：drone-info@oita-ri.jp
ホームページ：<http://drone.oita-ri.jp/>

5 注意事項

- (1) この補助金は、同一年度内において1回のみ交付します（通算して3回が限度となります）。
- (2) 補助金交付申請の申請日が、出展する展示会等の開催日以降となる場合は、対象となりません。
- (3) 補助金の採択があった場合には、企業名、出展した展示会・見本市等の名称について、概要を大分県ドローン協議会及び県のホームページ等で公表します。
- (4) 補助金の支払いについては、事業完了後の精算払いとなります。
- (5) 令和2年2月15日までに補助事業の完了及び実績報告書等の提出が必要となります。

II 事業の概要

1 補助対象者

次の条件を満たすこと。

- ① 大分県ドローン協議会の会員であること。
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同法第2条2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 支援内容

大分県ドローン協議会会員が開発又は製造したドローン関連機器及びソフト、サービスに関連する分野（農業、点検、測量等）の展示会・見本市等への出展を行う上で必要となる経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付します。

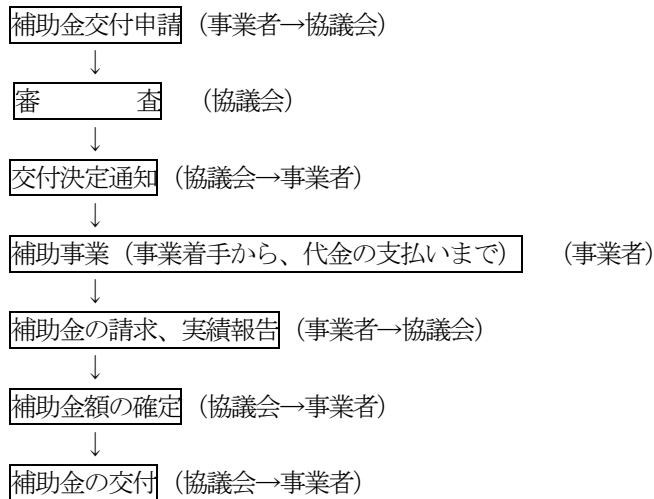
3 補助対象経費

補助対象となる経費は次のとおりです。

（補助金の交付決定後に支出するもので、年度内に補助事業に関して支出する経費に限ります。）

補助対象経費		補助率 (補助限度額)
経費区分	内容	
(1) 会場借上費	出展小間料	1 / 2 以内 (上限30万円、 千円未満切捨て)

III 事務手続きの流れ



(問い合わせ先)

○大分県商工観光労働部新産業振興室
担当：平山、木部
電話：097-506-3278

○ドローン協議会事務局
(大分県産業科学技術センター)
担当：幸、後藤
電話：097-596-7100